

渡辺委員

最初に、先ほど計画と条例の整合性という話の中で御説明があったので、その部分では理解し、条例であっても計画であっても、一応P D C Aサイクルがあるので、我々の立場からすると、継続性はあるんだろうと思いつつも、そうでなくて、更に条例であれば効果的になる。先ほどの先生の御説明は十分理解するところですが、もうちょっと角度を細かく言わせていただいて、先生の御説明の中にもあったかと思えますけれども、例えば、今21都道府県でこの条例をつくっていて、東京都を見ると、民間企業に備蓄資材の義務化。こういう意味では規制をしっかりとかけている条例と、そうではないところといろいろあると思うんですが、先生の個人的な御意見でいいのですが、では、観点を絞って、民間に対する備蓄資材の義務化の件と、それとあと、先ほど御説明がありました事業継続計画、業務継続計画ですね、B C P。これについても、我が会派としても、神奈川県並びに、特に神奈川県下の民間中小企業がかなり進んでいないものですから、いろいろ県にお願いをしながら、今年は商工会議所の方々も研修を受けていただいて、相談窓口になって、中小民間零細企業の方々にB C Pの作成のお手伝いをできる体制づくりは進めておるところなんですけど、B C Pについては、先生としては、今言った義務化の問題。先ほどの備蓄資材とB C Pです。そこまでやる必要があるのか、そうではないのか。まず先に、個人的な見解で結構なので、教えていただけますでしょうか。

吉井参考人

この点については、検証委員会ではいろいろな意見は出ましたけれども、取りまとめたということはありません。

そういう意味では個人的な見解なんですけれども、ちょっと私のスタンスも微妙なところがあて、できれば義務化した方がいいというふうに思っているんですけれども、それはちょっと次のステップかなという気もしないことはないです。というのは、要するにB C Pを義務化するとどういうことが起きるかという、形だけつくられてしまうんです。

ちょっと余計な話になりますけれども、国のB C P、各省庁のB C Pがあつて、私はいわばそのチェックの役割で、今年24省庁をやったんですけれども、彼らがつくっているわけです。B C Pをつくっても、中を聞くと惨たんたるものの方が多いです。

だから、つくっただけでは駄目で、あるいはつくらせるだけでは駄目で、それを検証していかなければいけない。だから、いろいろなものの義務化も、義務化してそれだけで済むかという、形だけになってしまう恐れがある。消防計画や何かがありますけど、責任者になっているけれども、ほとんどやっていないとか。だから結局実態的にやれるようにするにはどうしたらいいかというのが一番のポイントなんです。

帰宅困難者の場合には、かなり自助の部分が多いんです。つまり、自分たちに跳ね返ってくる問題なので、いきなり義務化して、人から言われたからやりますというよりも、今の段階で、もうちょっとその前の段階をやったらいいのかなというのが私の感じなんです。ただ、モチベーションが必要なので、いろいろなものをつくって検証して、どのぐらいいいものができているか。今どこかでBCPについては、政府の政策金融公庫でしたか、あそこが融資の利率をちょっと下げてあげるとか、そういうことではやっていますけれども、だから、もうちょっと最初の段階は、いきなり義務化というよりもむしろモチベーションを上げるような感じで、できるだけ推奨して、その人たちをできるだけ褒めてあげるといえるか、よくできたところを褒めてあげる。そういうような仕組みの方がとりあえずはやりやすいかなと思います。

それでもなかなかうまくいかなかった場合にどうするかということなんです。ですから、支援ステーションについても、やはり企業の方がCSRとかそういう形で社会貢献の一環としてやっていく。そういうのを積極的に取り上げて褒めて、いろいろな形でそういうモチベーションを上げてあげる仕組みの方が効果はあります。まだ条例をつくってもいないわけで、つくっているいろいろなのをやった後に進まなければ、ちょっと義務だみたいな話になるかなという感じもしているんです。

まずは、入り口はもうちょっとソフトに、モチベーションを上げるような仕組みがいいかなと、私個人的には考えています。

渡辺委員

今の話とちょっと関連しますけれども、先生はちょうど中央防災会議の専門委員でもあられるので、今日の資料の中にも、重要だけれども検討がまだ時間がなくてできなかったものとかがありまして、こういうものは全部、ほとんど中央防災会議でも議論されている部分だと思うんです。中央防災会議でも、首都直下だとか東南海だとか、いろいろ分けながらいろいろな会議をやっていますね。その関連でお聞きするんですが、そういう意味では中央の様々な動きをある程度御掌握されているのではないかと推測しながら質問させていただきますが、今言った条例に入れ込む義務化だとか規制だとかの流れと、先ほどの資料にもありましたが、災対法だとか救助法。法律的な強化、規制の流れというか、改正の流れですね。この辺でかぶってくる部分だとか、今後の方向性で要は留意しなければいけない点だとかが出てくるのではないかと私は思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

吉井参考人

なかなか見通すのは難しいんですけれども、問題点はかなり分かってきているんです。ですから、その問題点をどうやって解決するかということなんですけれども、例えば災対法が伊勢湾台風の後に来たわけです。災対法で一応一段落して、その後、継ぎはぎ継ぎはぎでいろいろな法律をつくっていった。救助法も南海地震でできて、その後、災害が起きるたびに毎回変えているということで、みなし仮設なんかも割合最近にできました。我々も、前からそういう

のをつくりなさいと言っているのをなかなかつくらなくて、今回かなり大規模にやったので、これからはみなし仮設的な対策が進むし、みなし仮設も今の行政の人が仲介してやるわけですけれども、私は、そんなことはやるなど言っているんです。アメリカのシステムはずっとうまくできていて、迅速かつ、自分で努力する。自分で探してくるんです。探してきて、申請して、とりあえずお金を払うんです。その後調査しに行くんです、アメリカでは。それで、不正使用があったら罰金を取られてしまうというシステムです。

もし行政が探してくるとなると、物すごく手間が掛かって、不動産なんかをやったことのない行政の人がそういうことを一生懸命やっても、なかなか進まないのです。そういう問題も、細かい問題も含めていっぱいあって、それをみんな解決しようということなんですけれども、なかなか今の段階では進んでいない。第2弾、第3弾で、僕は進むことを期待しているんですけれども、なかなか進まないかもしれない。

もう一つは、例えば首都直下の問題でいくと、私もそのメンバーになっているんですけれども、首都直下関係の特別措置法が必要ではないかという議論なんです。というのは、東海地震は大規模地震対策特別措置法があって、東南海なんかは別の法律があって、他もあるんですけれども、首都直下はないんです。どうしてないかというと、地震の発生確率がよく分からない。本当に切迫しているかということ、よく分からない。でも、どこかで起きるだろうということなんです。だから、首都直下で起きたときの対策については、今の段階でそれ用の法律をつくった方がいいだろう。その中に帰宅困難者の問題はもちろん入ってくるし、様々な問題が入ってくる。そういう法律をつくらうというので、大臣もあそこの場で議論に加わってもらいましたが、つくるのにやぶさかではないようなことはおっしゃっているんですけれども、ちょっと分からないところなんです。

それができると、その中の位置付けということで、県の条例も恐らく影響を受けるということは、もう間違いのないことなんですけれども、それを待っていたのでは、多分できるかできないかも分からないし、できる内容も違ってくる。そういうことです。

神奈川県の場合は、先ほど被害想定でも言いましたけれども、確率的には、首都直下が起きる確率よりも、圧倒的に三浦半島断層帯あるいは神縄・国府津・松田、その他の断層が動く確率の方が高くて、それは神奈川県の一部ではなくて一部がやられる。だから、それを想定した対策はきっちり打っておく。それから、首都全体がやられるような、東京湾北部のような地震についても、それは別途検討しておくという。これから出てくる南関東の地震が、今まで来ないと言われていたんだけど、ひょっとしたら近いうちにあるかもしれない。それも含めて出てくると思うので、そういう首都圏全体がやられる場合と、そうでない神奈川県が一部やられる場合、その両方をにらみながら、条例をちゃんとつくっておく必要がある。全体がやられる場合には、国が首都直下関係の法律、特別措置法をつくれれば、その中でまず考えるという必要があると思うんです。そういう意味では、二つのタイプの地震について考える必要があって、

そういうふうにつくっておけば、影響を受けるといっても、そんなに骨格で影響を受けることはないのではないかとということなんです。

渡辺委員

今、先生が言われたのは、よく分かりました。我々がいろいろ情報を得たときに、今国が首都直下型の対策を練ろうとしたときに、どうも東京都の条例をかなりしっかり読み込んで活用しようという流れがあったので、そうすると、国の法整備と条例の問題が多少出てくるのかなという意味で、今の質問をさせていただきます。